

会議の開催結果について

- 1 会議名 令和7年度 第1回上尾市いじめ問題対策連絡協議会
- 2 会議日時 令和7年 5月 15日 (木)
午前・午後 10時15分から
- 3 開催場所 上尾市役所7階 教育委員室
- 4 会議の議題 別紙のとおり
- 5 公開・非公開の別 全部公開
- 6 非公開の理由 無
- 7 傍聴者数 1人
- 8 問い合わせ先 学校教育部指導課
(担当課)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度 第1回上尾市いじめ問題対策連絡協議会	
開 催 日 時	令和7年 5月 15日 (木) 午前10時15分から	
開 催 場 所	上尾市役所7階 教育委員室	
会 長 氏 名	瀧澤 誠	
出席者(委員)氏名	鈴木 菜美 小出 崇憲 須賀 聡 高山 亮平 佐藤 仁 持田 ゆりえ 松崎 まり子 内山 八千代 吉田 充 洞派 英樹 山田 正浩	
欠席者(委員)氏名		
事務局(庶務担当)	武田 直美 飯島 幸司 佐野 秀武	
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果
	1 会長挨拶 2 報告 (1) 上尾市のいじめ問題に関する施策について (2) 上尾市のいじめ問題の現状について (3) 令和7年度上尾市のいじめ根絶へ向けた取組等について	別紙のとおり
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数 1 名
会 議 資 料	令和7年度第1回上尾市いじめ問題対策連絡協議会資料	
議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令和7年 6月4日 会 長 の 署 名 <u>瀧澤 誠</u> 会長に代わる者の署名 _____ (会長が欠けたときのみ)		

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	本会の役割は、上尾市立の小学校及び中学校におけるいじめの問題の現状の把握及びその分析に関すること、「上尾市いじめの防止等の基本的な方針」に基づくいじめの防止等のための対策の推進及びその調整に関すること、基本方針の修正に関すること及びその他いじめの問題の解決に関し必要な事項に関することについて、庁内外、様々な視点から御意見をいただき、今後に生かしていくことにございます。忌憚のない御協議をお願いいたします。 会に先立ちまして、本日の第1回上尾市いじめ問題対策連絡協議会について、傍聴の申出はございますか。
事 務 局	1人の方から傍聴の申出があります。会長の許可をお願いします。
会 長	傍聴を許可します。 それでは、協議進行に移らせていただきます。 はじめに報告1 上尾市のいじめ問題に関する施策について事務局よりお願いします。
事 務 局	資料「第1回上尾市いじめ問題対策連絡協議会」を御覧ください。 上尾市のいじめ問題に関する施策につきまして、御説明いたします。 まず、いじめ防止対策推進法で定義される「いじめ」とは、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって（インターネットを通じて行われるものも含む）対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。 この定義に即して、学校はいじめを認知し、いじめを受けた児童に寄り添って対応を図るとともに、その対応状況を教育委員会に報告します。係る様式は3種類あり、事案の状況に合わせた様式で報告します。 特に、加害児童生徒が複数いる事案や、より悪質な事案、いじめ重大事態として対応する事案については、事案の詳細について併せて報告をします。 いじめ防止対策推進法で定義されるいじめ重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、また、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」が該当します。 各学校は、いじめ重大事態を認定すると、速やかに調査組織を構成し、事実関係を明らかにするための調査を行うことになります。 このようないじめを防止するために、教育委員会では、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の3つの視点から各取組を実施しております。取組の詳細につきましては、報告3において御説明いたします。 報告1については以上でございます。

会 長	御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。
内山委員	いじめについて、加害児童生徒に状況を聴き取る際の留意点について教えてください。
事 務 局	聴き取り調査は、いじめ行為の事実を確認するための重要な調査です。そのため、聴き取りには複数の教員があたり、児童生徒が話した内容について、客観的に聴き取りを行います。また、その際は、児童生徒が当時の状況や心情を安心して話すことができるよう環境を整えるとともに、教職員はオープンな質問で問いかけ、児童生徒が状況を自分の言葉で説明することができるように留意しております。
高山委員	聴き取りについてですが、いじめが発生した初期の情報とその後の児童生徒の聴き取りで、児童生徒の話す内容が異なることがあると聞きますが、そのようなことはあるのでしょうか。
吉田委員	認知したいじめの聴き取りを行った際、当初の情報と内容が異なることは実際にございます。そのため、教職員には、先入観をもたず双方の話を丁寧に聴くように指示をしています。
高山委員	いじめ事案について、学校が慎重に調査を進めていることは分かりましたが、もし、加害児童生徒や保護者に反省の気持ちがあり謝罪の意向があった場合、学校が調査をしている段階では、直接謝罪に行くことは控えた方がよいのでしょうか。
事 務 局	学校が、児童生徒及び保護者の「謝罪したい」という思いを止めることはありません。
持田委員	先ほど御説明いただいたいじめ重大事態における調査組織について、詳しく教えていただけますか。
事 務 局	教育委員会では、いじめ重大事態の調査は、原則、学校主体の調査組織が調査を実施することとしています。が、個別の状況に応じて、学校の設置者（教育委員会）主体の調査組織が調査を実施することもございます。学校の設置者主体の調査組織には、第三者委員会方式としての「上尾市いじめ問題調査委員会」及び教育委員会等方式がございます。
会 長	次に報告 2 上尾市のいじめ問題の現状について、事務局よりお願いします。
事 務 局	上尾市のいじめ問題の現状について、令和 7 年度のいじめに関する状況について御報告いたします。 令和 6 年度は、小学校で 9 5 0 件、中学校で 2 4 6 件のいじめを認知いたしました。また、小学校で 9 9 0 件、中学校で 2 0 5 件の解消が図られました。なお、解消については、令和 6 年度以前のいじめも対象となりま

	すので、解消件数が認知件数を上回ることもございます。このように、各学校は、いじめを積極的に認知するとともに、解消の3項目に即していじめの解消も進めておりますが、現時点で、「解消に向けて取組中」の事案もございます。未解消のいじめについては、各学校が、被害児童生徒及び保護者に寄り添って支援を行い、対応を継続しております。今後も、各学校において、さらなる積極的な認知、解消が進むよう努めていきたいと考えております。 続いて、いじめの認知件数の推移をまとめたグラフを御覧ください。本グラフは、小・中学校における過去3年間の「月ごとのいじめの認知件数」を表したものになります。件数が多い月に着目すると、小・中学校ともに、5～6月、10～12月の件数が多い等の特徴があることが分かります。しかしながら、令和6年度につきましては、10～12月は、令和5年度以前と比較して減少傾向にありました。これは、各学校で実施している未然防止に係る指導や取組が児童生徒に浸透している結果であると認識しております。一方で、いじめの認知件数が多いことは、学校が積極的にいじめ認知して対応していることの表れでもありますので、「いじめについて適切に対応しているか」という視点で、各学校を注視してまいりたいと思っております。 最後に、いじめを認知するに至った「きっかけ」についてまとめたグラフを御覧ください。いじめを認知するきっかけは、「教職員等による発見」「アンケート調査」「本人からの訴え」「保護者からの情報」「周囲児童生徒からの情報」等がございます。本グラフは、教育委員会に報告のあったいじめ事案ごとのきっかけを整理したのになります。これを見ると、小・中学校とも、「教職員等による発見」及び「周囲児童生徒からの情報」が少ない点が挙げられます。本人及び保護者が直接訴えるときには本人の苦痛が大きくなっています。教育委員会としましては、できるだけ早い段階で教職員や周囲児童生徒がいじめ行為に気付くことができるよう教職員のいじめ対応に係る資質向上を図るとともに、児童生徒主体のいじめ防止に係る取組を充実させ、いじめを早期に発見し早期に対応できるよう研修を行ってまいります。 報告2については以上です。
会 長	御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。
内山委員	学校や地域によるいじめの認知件数の特徴はあるのでしょうか。また、学校規模や環境による件数の差はあるのでしょうか。
事 務 局	学校や地域による認知件数の差はございません。同様に、学校規模や環境といじめ認知件数との相関関係もないと認識しております。
高山委員	先ほどの説明にもありましたが、周囲児童生徒からの情報の割合が向上するとよいと思います。いじめ行為を発見し、その場で言葉かけをしたり、教職員に報告したりという児童生徒が増えて欲しいです。様式Bや様式Cで報告を行った事案は、どのようなきっかけで認知されたのかが分かったら、分析ができるかと思います。

事務局	きっかけごとのグラフにつきましては、全てのいじめを対象としています。それぞれの様式で報告されたいじめ事案が、どのようなきっかけで認知に至ったかは本グラフからは読み取れません。いただいた御意見を今後の参考にさせていただきます。
吉田委員	学校としても、認知件数に傾向があると捉えており、本校の生徒指導主任は、大きな学校行事が終了し、次の目標を見失っている6月、11月にいじめの認知件数が増加すると分析しています。
山田委員	吉田委員の発言に付け加えると、学校行事について、一生懸命練習等に取り組んでいる児童生徒と感じる温度差が理由で苦痛を感じる生徒もいます。そのことから、学校行事に取り組んでいる間もいじめの認知件数が増加すると考えています。
会長	山田委員の話にありましたように、学校行事に取り組んでいる期間は、所謂「同調圧力」が発生しやすい時期でもあるため、担当者は注意深く観察する必要があります。 他に御意見、御質問がございますか。
持田委員	月別の認知件数のグラフから、報告様式A、B、Cの内訳は読み取れますか。
事務局	当グラフは、全てのいじめを対象としているため、報告様式ごとの集計はしておりません。しかし、報告様式ごとの月別件数を見ることも有効だと思います。いただいた御意見を今後の参考にさせていただきます。
須賀委員	月別の認知件数のグラフにおいて、8月にいじめ認知が少ないのは、学校が夏季休業中で、学校にいじめを訴えることができなかったからであると考えます。夏季休業中でも、子供は部活動や遊びを通して友達と関わり合い続けています。むしろ、ネットいじめ等が多いのではないかと考えますが、警察署では8月のトラブルはいかがでしょうか。
小出委員	警察署には、いじめに関する報告はありません。しかし、喧嘩等の事案について8月は注意をする時期だと把握しております。
会長	8月のいじめ認知報告については、8月の登校日に発生したいじめ事案に加えて、夏季休業中に児童生徒が苦痛を感じたと訴えており、始業式後に教職員に訴えて発覚したいじめ事案があるといえます。
会長	次に報告3 令和7年度におけるいじめの防止等のための施策、取組について、事務局よりお願いします。
事務局	令和7年度におけるいじめの防止等のための施策、取組について、御報告いたします。ここでは、令和7年度の重点取組に絞って御説明いたします。

	一つ目が、上尾市いじめ問題対策連絡協議会の開催でございます。年に2回、本協議会を開催し、各委員それぞれの立場から御意見をいただき、事業に反映しております。 二つ目が、今年度から新たに行う「いじめ対応研修」の実施でございます。「いじめ対応研修」とは、上尾市内全教職員がいじめについて適切に対応することができるよう、教育委員会が、対応の手順や留意点をまとめた動画を作成し、各学校において視聴する研修でございます。これまでも、学校は、「いじめ見逃しゼロ」の意識のもと対応しておりますが、対応力をさらに高めていけるよう具体的な事例に基づいた研修を行います。 三つ目が、「夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム」の開催でございます。本シンポジウムは、子供の健やかな成長の為、上尾市教育委員会、上尾市生徒指導推進協議会、上尾市PTA連合会が一体となり、生徒指導上の課題を解決するための実践的な取組を行うことを趣旨としております。シンポジウムでは、各学校で実施しているいじめ防止の取組報告を行うとともに、関係機関の代表者及び上尾市内の小・中学校及び高等学校に通学する児童生徒とパネルディスカッションを行い、それぞれの立場から行えるいじめの防止策について協議を深めます。 四つ目が、「上尾市いじめ防止子供サミット」の開催でございます。本サミットは、いじめの未然防止に向け、上尾市の児童生徒の意識を高め、各学校での主体的な取組を実践し、活動意欲の向上を図ることを趣旨としております。サミットでは、「なかよく 楽しい 学校生活を送るための標語」の選定を行うとともに、「いじめをなくす取組」についてグループ協議を行い、いじめ防止にむけて主体的に取り組もうとする態度の醸成を図ります。 五点目が、「学校と地域で生徒指導体制を醸成する会」の開催でございます。こちらは、昨年度までの上尾市の実態を踏まえ今年度新たに設定した取組であり、現在準備を進めているところでございます。いじめ問題について、学校と地域及び保護者が共通認識をもって同一步調で対応していけるような会となるよう、準備を進めてまいります。 報告3については以上です。
会 長	御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。
高山委員	実施した取組がパフォーマンスではなく、児童生徒の実態と連動するものとなると良いと思います。例えば、いじめの認知件数が多い月に合わせて上尾市いじめ防止子供サミットを行うと、児童生徒のいじめ防止における意識も向上し、いじめの認知件数が減少するかもしれません。そのような視点から、事業を行う時期を見直すのも一案だと思います。 また、保護者向けの学校の生活アンケートについて提案ですが、ネットいじめ防止のため、インターネットの使用状況等について記載するのはいかがでしょうか。
事 務 局	貴重な御意見ありがとうございます。保護者向けのアンケートについては、各学校の実態に即して変更することもできます。いただいた御意見を参考にさせていただきます。

山田委員	スマートフォンの使用に関して、中学校では、SNSに関するトラブルが多い現状があります。放課後や休日に使用することが多いため、その実態を教職員が把握することも難しいと感じています。
会 長	インターネットの使用によるトラブルはありますが、児童生徒にデジタル機器を持たせない、使わせないのではなく、情報リテラシーをしっかりと身に付けさせ、正しい方法で活用する方向であります。そのために、学校は、デジタルシティズンシップ教育を進め、責任をもってデジタル機器を活用できるようにしていくことが大切であるといえます。
高山委員	多くの児童生徒がスマートフォンを所有していて、いじめにつながるトラブルが多いのであれば、スマートフォン使用に係る実態把握や意識調査を行う時期が来ていると感じています。それも、児童生徒向けのものではなく、保護者向けのアンケートを行い、データを分析していくことが良いと思います。
会 長	教育委員会としても、学校と地域で生徒指導体制を醸成する会等において、いじめ防止やSNSの使い方について保護者に啓発を行う計画をしております。
須賀委員	保護者に啓発といった点で申し上げますと、上尾市は、全校がコミュニティスクールであるので、学校運営協議会が地域と学校をつなげる潤滑油の働きをしています。保護者向けのアンケートについても、学校運営協議会を活用すると、保護者への周知が図られるのではないかと考えます。同様に、青少年育成連合会からの周知もすることができます。
事 務 局	いただいた御意見を参考にさせていただき、保護者への啓発方法について検討してまいります。
会 長	全体を通して、質問等はございますでしょうか。
鈴木委員	質問なのですが、認知したいじめの解消について、先ほどの説明の中で被害児童生徒、保護者に確認するとありましたが、加害児童生徒が今後いじめをしないようにするために、学校は、どのように指導しているのでしょうか。
事 務 局	加害児童生徒に対しては、自分の行った行為について振り返らせ、いじめはいけないことであることが理解できるように毅然と指導します。その後、加害児童生徒保護者に対しても丁寧に理解を求めるとともに、加害児童生徒と定期的な面談を行うことを通してフィードバックを行うなど、見届けをしています。
会 長	その他、質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。 活発な御協議をいただき、ありがとうございます。いただいた御意見を生かして、施策を推進してまいります。次は令和7年2月に本協議会を開催しますので、御参加いただけますようよろしくお願いいたします。